

●令和6年度～令和8年度の段階別保険料率と保険料

所得段階	所得段階の内容	基準額に対する割合	第9期(R6～8年度)	
			月額	年額
第1段階	生活保護世帯者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万9,000円(※)以下	0.455 (0.285)	2,860円 (1,790円)	34,320円 (21,480円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万9,000円(※)超120万円以下	0.685 (0.485)	4,310円 (3,050円)	51,720円 (36,600円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	0.69 (0.685)	4,340円 (4,310円)	52,080円 (51,720円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万9,000円(※)以下	0.90	5,670円	68,040円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等80万9,000円(※)超	1.00	6,300円	75,600円
第6段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.20	7,560円	90,720円
第7段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	1.30	8,190円	98,280円
第8段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	1.50	9,450円	113,400円
第9段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	1.70	10,710円	128,520円
第10段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	1.90	11,970円	143,640円
第11段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	2.10	13,230円	158,760円
第12段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	2.30	14,490円	173,880円
第13段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額720万円以上	2.40	15,120円	181,440円

※ () は、軽減後の数値

※令和7年度以降は国基準の見直しにより、第1・2・4・5段階の年金収入等基準額が「80万円」から「80万9,000円」に変わっています。